

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 5G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="152 502 1079 603"> <tr> <td style="text-align: center;">種</td> <td style="text-align: center;">類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>位置情報受信機能 (イマドコサーチ)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和4年8月24日経企第1488号) この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。</p>	種	類	(略)		<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 5G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1167 502 2094 603"> <tr> <td style="text-align: center;">種</td> <td style="text-align: center;">類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>	種	類	(略)	
種	類								
(略)									
種	類								
(略)									

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社	6～31 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社又はグリーンシティケーブルテレビ株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社又はグリーンシティケーブルテレビ株式会社	6～31 (略)	(略)
種 別	事 業 者 名																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社																
6～31 (略)	(略)																
種 別	事 業 者 名																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社又はグリーンシティケーブルテレビ株式会社																
6～31 (略)	(略)																

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3-35種契約	株式会社広域高速ネット二九六
第3-36種契約	エルシービ株式会社
第3-37種契約	知多半島ケーブルネットワーク株式会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	7,300円 (8,030円)
			ドコモ光マンションタイプA/東	7,300円 (8,030円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	7,500円 (8,250円)
			ドコモ光マンションタイプB/東	7,500円 (8,250円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	6,900円 (7,590円)
			ドコモ光マンション単独タイプ/東	6,900円 (7,590円)

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 (略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	7,800円 (8,580円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	8,000円 (8,800円)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	7,400円 (8,140円)

定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/東	5,800円 (6,380円)
			ドコモ光マンションタイプA 2/東	5,800円 (6,380円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/東	6,000円 (6,600円)
			ドコモ光マンションタイプB 2/東	6,000円 (6,600円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	5,400円 (5,940円)	
		ドコモ光マンション単独タイプ2/東	5,400円 (5,940円)	

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 (略)

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

区 分			料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	7,300円 (8,030円)
			ドコモ光マンションタイプA/西	7,300円 (8,030円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	7,500円 (8,250円)
			ドコモ光マンションタイプB/西	7,500円 (8,250円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ/西	6,900円 (7,590円)	
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	6,900円 (7,590円)	
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西	5,800円 (6,380円)
			ドコモ光マンションタイプA 2/西	5,800円 (6,380円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西	6,000円 (6,600円)
			ドコモ光マンションタイプB 2/西	6,000円 (6,600円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	5,400円 (5,940円)	
		ドコモ光マンション単独タイプ2/西	5,400円 (5,940円)	

2-3 (略)

第1の2～第2の2 (略)

定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/東	6,300円 (6,930円)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/東	6,500円 (7,150円)
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	5,900円 (6,490円)	

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 (略)

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

区 分				料金額 (月額)	
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	7,800円 (8,580円)	
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	8,000円 (8,800円)	
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ/西	7,400円 (8,140円)		
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西	6,300円 (6,930円)	
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西	6,500円 (7,150円)	
	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	5,900円 (6,490円)		

2-3 (略)

第1の2～第2の2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定期契約に係る解約金	マンションタイプに係るもの	ア イ以外のもの	3,800円 (4,180円)
		イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの	5,000円 (5,500円)
	(略)	(略)	(略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和4年8月22日経企第1444号)

この改正規定は令和4年9月1日から実施します。

附 則 (令和4年8月29日経企第1517号)

(実施期日)

1 この改正規定は令和4年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第406号 (令和元年5月21日) の附則第3項第1号のイを次のように改めます。

イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	4,700円 (5,170円)
		ドコモ光マンション単独タイプ2/東	4,700円 (5,170円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,700円 (5,170円)
	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	4,700円 (5,170円)

第3 定期契約に係る解約金

1 (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定期契約に係る解約金	マンションタイプに係るもの		3,800円 (4,180円)
(略)	(略)	(略)	(略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

		ドコモ光マンション単独タイプ2/西	4,700円 (5,170円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,700円 (5,170円)

3 経企第769号（令和4年6月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第1号を次のように改めます。

ア アの(イ)を次のように改めます。

(イ) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東	5,800円 (6,380円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東	6,000円 (6,600円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,400円 (5,940円)

イ イの(イ)を次のように改めます。

(イ) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	5,800円 (6,380円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	6,000円 (6,600円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,400円 (5,940円)

(2) 第3号の表を次のように改めます。

1 契約ごとに

基本利用料の料金種別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西又はドコモ光マンションタイプC		8,000円 (8,800円)
上記以外のもの	ア 以外のもの	13,000円 (14,300円)
	イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの	5,000円 (5,500円)

(3) 第5号中「料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)のオは適用しません。」を「料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)のオについては、通信速度種別に係る品目が10GタイプのI P通信網契約に限り適用します。」に改めます。